

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

障害児の場合	授業終了後に行う場合	(一)区分1 (3時間以上)	(一)医療的ケア児 (32点以上の場合)	定員10人以下	2604 単位	新設
				定員11人以上20人以下	2402 単位	新設
				定員21人以上	2302 単位	新設
			(二)医療的ケア児 (16点以上32点未満の場合)	定員10人以下	1604 単位	新設
				定員11人以上20人以下	1402 単位	新設
				定員21人以上	1302 単位	新設
			(三)医療的ケア児 (16点未満の場合)	定員10人以下	1271 単位	新設
			定員11人以上20人以下	1069 単位	新設	
			定員21人以上	969 単位	新設	
			(四)(一)から(三)以外の場合	定員10人以下	604 単位	新設
			定員11人以上20人以下	402 単位	新設	
			定員21人以上	302 単位	新設	
		(二)区分2 (3時間未満)	(一)医療的ケア児 (32点以上の場合)	定員10人以下	2591 単位	新設
			定員11人以上20人以下	2393 単位	新設	
			定員21人以上	2295 単位	新設	
			(二)医療的ケア児 (16点以上32点未満の場合)	定員10人以下	1591 単位	新設
			定員11人以上20人以下	1393 単位	新設	
			定員21人以上	1295 単位	新設	
		(三)医療的ケア児 (16点未満の場合)	定員10人以下	1258 単位	新設	
			定員11人以上20人以下	1060 単位	新設	
		定員21人以上	962 単位	新設		
		(四)(一)から(三)以外の場合	定員10人以下	591 単位	新設	
		定員11人以上20人以下	393 単位	新設		
		定員21人以上	295 単位	新設		
	休業日に行う場合	(一)医療的ケア児 (32点以上の場合)	定員10人以下	2721 単位	新設	
			定員11人以上20人以下	2480 単位	新設	
			定員21人以上	2372 単位	新設	
		(二)医療的ケア児 (16点以上32点未満の場合)	定員10人以下	1721 単位	新設	
		定員11人以上20人以下	1480 単位	新設		
		定員21人以上	1372 単位	新設		
		(三)医療的ケア児 (16点未満の場合)	定員10人以下	1388 単位	新設	
		定員11人以上20人以下	1147 単位	新設		
		定員21人以上	1039 単位	新設		
		(四)(一)から(三)以外の場合	定員10人以下	721 単位	新設	
		定員11人以上20人以下	480 単位	新設		
		定員21人以上	372 単位	新設		

放課後等デイサービス

令和元年10月報酬単価

障害児の場合	授業終了後に行う場合	区分1の1	定員10人以下	660 単位	
			定員11人以上20人以下	443 単位	
			定員21人以上	333 単位	
			区分1の2	定員10人以下	649 単位
				定員11人以上20人以下	433 単位
				定員21人以上	326 単位
			区分2の1	定員10人以下	612 単位
			定員11人以上20人以下	407 単位	
			定員21人以上	306 単位	
			区分2の2	定員10人以下	599 単位
			定員11人以上20人以下	398 単位	
			定員21人以上	299 単位	
	休業日に行う場合	区分1	定員11人以上20人以下	792 単位	
			定員21人以上	532 単位	
		区分2	定員10人以下	412 単位	
			定員11人以上20人以下	730 単位	
		定員21人以上	486 単位		
			376 単位		
重症心身障害児の場合	授業終了後に行う場合	定員5人	1754 単位		
		定員6人	1466 単位		
		定員7人	1262 単位		
		定員8人	1107 単位		
		定員9人	988 単位		
		定員10人	892 単位		
		定員11人以上	685 単位		
		休業日に行う場合	定員5人	2036 単位	
			定員6人	1704 単位	
			定員7人	1465 単位	
定員8人	1287 単位				
定員9人	1149 単位				
定員10人	1038 単位				
	定員11人以上	809 単位			
共生型	授業終了後に行う場合		429 単位		
	休業日に行う場合		554 単位		

重症心身障害児の場合	授業終了後に行う場合	定員5人	1756 単位	新設
		定員6人	1467 単位	新設
		定員7人	1263 単位	新設
		定員8人	1108 単位	新設
		定員9人	989 単位	新設
		定員10人	893 単位	新設
		定員11人以上	686 単位	新設
	休業日に行う場合	定員5人	2038 単位	新設
		定員6人	1706 単位	新設
		定員7人	1466 単位	新設
		定員8人	1288 単位	新設
		定員9人	1150 単位	新設
		定員10人	1039 単位	新設
		定員11人以上	810 単位	新設
共生型	授業終了後に行う場合		426 単位	新設
	休業日に行う場合		549 単位	新設
基準該当型サービスⅠ	授業終了後に行う場合		529 単位	新設
	休業日に行う場合		652 単位	新設
基準該当型サービスⅡ	授業終了後に行う場合		426 単位	新設
	休業日に行う場合		549 単位	新設

基準該当型サービスⅠ	授業終了後に行う場合	533 単位
	休業日に行う場合	658 単位
基準該当型サービスⅡ	授業終了後に行う場合	429 単位
	休業日に行う場合	554 単位

※令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

児童指導員等配置加算		
※廃止		
定員超過利用減算		70 %
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで		70 %
3月以上連続して減算の場合		50 %
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで		70 %
5月以上連続して減算の場合		50 %
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで		70 %
3月以上連続して減算の場合		50 %
開所時間減算		
4時間未満		70 %
4時間以上6時間未満		85 %
自己評価結果等未公表減算		85 %
身体拘束廃止未実施減算（1日につき）		-5 単位

令和元年10月報酬単価

児童指導員等配置加算		
障害児に授業終了後に行う場合		
定員10人以下		9 単位
定員11人以上20人以下		6 単位
定員21人以上		4 単位
障害児に休日に行う場合		
定員10人以下		12 単位
定員11人以上20人以下		8 単位
定員21人以上		6 単位
定員超過利用減算		70 %
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで		70 %
3月以上連続して減算の場合		50 %
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで		70 %
5月以上連続して減算の場合		50 %
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで		70 %
3月以上連続して減算の場合		50 %
開所時間減算		
4時間未満		70 %
4時間以上6時間未満		85 %
自己評価結果等未公表減算		85 %
身体拘束廃止未実施減算（1日につき）		-5 単位

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

児童指導員等加配加算（I）		
障害児に行う場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員10人以下	187	単位
定員11人以上20人以下	125	単位
定員21人以上	75	単位
児童指導員等を配置する場合		
定員10人以下	123	単位
定員11人以上20人以下	82	単位
定員21人以上	49	単位
その他の従業員を配置する場合		
定員10人以下	90	単位
定員11人以上20人以下	60	単位
定員21人以上	36	単位
重症心身障害児に行う場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員5人	374	単位
定員6人	312	単位
定員7人	267	単位
定員8人	234	単位
定員9人	208	単位
定員10人	187	単位
定員11人以上	125	単位
児童指導員等を配置する場合		
定員5人	247	単位
定員6人	206	単位
定員7人	176	単位
定員8人	154	単位
定員9人	137	単位
定員10人	123	単位
定員11人以上	82	単位
その他の従業員を配置する場合		
定員5人	180	単位
定員6人	150	単位
定員7人	129	単位
定員8人	113	単位
定員9人	100	単位
定員10人	90	単位
定員11人以上	60	単位

令和元年10月報酬単価

児童指導員等加配加算（I）		
障害児に行う場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員10人以下	209	単位
定員11人以上20人以下	139	単位
定員21人以上	84	単位
児童指導員等を配置する場合		
定員10人以下	155	単位
定員11人以上20人以下	103	単位
定員21人以上	62	単位
その他の従業員を配置する場合		
定員10人以下	91	単位
定員11人以上20人以下	61	単位
定員21人以上	36	単位
重症心身障害児に行う場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員5人	418	単位
定員6人	348	単位
定員7人	299	単位
定員8人	261	単位
定員9人	232	単位
定員10人	209	単位
定員11人以上	139	単位
児童指導員等を配置する場合		
定員5人	309	単位
定員6人	258	単位
定員7人	221	単位
定員8人	193	単位
定員9人	172	単位
定員10人	155	単位
定員11人以上	103	単位
その他の従業員を配置する場合		
定員5人	182	単位
定員6人	152	単位
定員7人	130	単位
定員8人	114	単位
定員9人	101	単位
定員10人	91	単位
定員11人以上	61	単位

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

看護職員加配加算（Ⅰ）	
障害児に行う場合	
※廃止	
重症心身障害児の場合	
定員5人	400 単位
定員6人	333 単位
定員7人	286 単位
定員8人	250 単位
定員9人	222 単位
定員10人	200 単位
定員11人以上	133 単位
看護職員加配加算（Ⅱ）	
障害児に行う場合	
※廃止	
重症心身障害児の場合	
定員5人	800 単位
定員6人	666 単位
定員7人	572 単位
定員8人	500 単位
定員9人	444 単位
定員10人	400 単位
定員11人以上	266 単位
看護職員加配加算（Ⅲ）	
障害児に行う場合	
※廃止	

令和元年10月報酬単価

看護職員加配加算（Ⅰ）	
障害児に行う場合	
定員10人以下	200 単位
定員11人以上20人以下	133 単位
定員21人以上	80 単位
重症心身障害児の場合	
定員5人	400 単位
定員6人	333 単位
定員7人	286 単位
定員8人	250 単位
定員9人	222 単位
定員10人	200 単位
定員11人以上	133 単位
看護職員加配加算（Ⅱ）	
障害児に行う場合	
定員10人以下	400 単位
定員11人以上20人以下	266 単位
定員21人以上	160 単位
重症心身障害児の場合	
定員5人	800 単位
定員6人	666 単位
定員7人	572 単位
定員8人	500 単位
定員9人	444 単位
定員10人	400 単位
定員11人以上	266 単位
看護職員加配加算（Ⅲ）	
障害児に行う場合	
定員10人以下	600 単位
定員11人以上20人以下	399 単位
定員21人以上	240 単位

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

家庭連携加算（月4回を限度）		新設
1時間未満	187 単位	新設
1時間以上	280 単位	新設
事業所内相談支援加算Ⅰ（月1回を限度）	100 単位	新設
事業所内相談支援加算Ⅱ（月1回を限度）	80 単位	新設
訪問支援特別加算 ※家庭連携加算へ統合		
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	
欠席時対応加算Ⅰ（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	94 単位	
欠席時対応加算Ⅱ 注 急病等により、サービス提供 時間が30分以内となった場合	94 単位	新設
特別支援加算	54 単位	
強度行動障害児支援加算	155 単位	
個別サポート加算Ⅰ	100 単位	新設
個別サポート加算Ⅱ	125 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位	
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位	
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅳ)		
利用者が1人	800 単位	新設
利用者が2人	500 単位	新設
利用者が3人	400 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅴ)		
利用者が1人	1600 単位	新設
利用者が2人	960 単位	新設
利用者が3人	800 単位	新設
医療連携体制加算(Ⅵ)	500 単位	
医療連携体制加算(Ⅶ)	100 単位	

令和元年10月報酬単価

家庭連携加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
事業所内相談支援加算	35 単位
訪問支援特別加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	94 単位
欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	94 単位
特別支援加算	54 単位
強度行動障害児支援加算	155 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	500 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	250 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	500 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	100 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	1000 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	500 単位

放課後等デイサービス

令和3年4月報酬単価

送迎加算		
障害児の場合	首につき54 単位	
※一定の条件を満たす場合	+37 単位	
※同一敷地内	70 %	
重症心身障害児の場合	首につき37 単位	
※同一敷地内	70 %	
延長支援加算		
障害児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
重症心身障害児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算（Ⅰ）	200 単位	
関係機関連携加算（Ⅱ）	200 単位	
保育・教育等移行支援加算	500 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	6.1 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	
※令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1.3 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1.0 %	新設

令和元年10月報酬単価

送迎加算		
障害児の場合	首につき54 単位	
※一定の条件を満たす場合	+37 単位	
※同一敷地内	70 %	
重症心身障害児の場合	首につき37 単位	
※同一敷地内	70 %	
延長支援加算		
障害児の場合		
1時間未満	61 単位	
1時間以上2時間未満	92 単位	
2時間以上	123 単位	
重症心身障害児の場合		
1時間未満	128 単位	
1時間以上2時間未満	192 単位	
2時間以上	256 単位	
関係機関連携加算（Ⅰ）	200 単位	
関係機関連携加算（Ⅱ）	200 単位	
保育・教育等移行支援加算	500 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.3 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	0.7 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	0.5 %	